地下鉄７号線中間駅まちづくり推進会議設置要綱

（目的）

第１条　地下鉄７号線（埼玉高速鉄道線）延伸事業の実施に伴い、地下鉄７号線中間駅まちづくり方針（以下、「まちづくり方針」という）の各施策の推進について意見を聴取するために、地下鉄７号線中間駅まちづくり推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　会議は、次に掲げる事項について、委員から意見を聴取するものとする。

⑴ まちづくり方針の推進に関する事項

⑵ まちづくり方針の個別施策の調整に関する事項

⑶ その他中間駅周辺のまちづくりに関し必要な事項

（委員等）

第３条　会議の委員は、まちづくり、都市計画、土地区画整理又は環境等に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

２　委員の人数は、７人以内とする。

３　委員の任期は、令和１１年３月３１日までとする。

（座長）

第４条　会議に座長を置き、委員の互選により定める。

２　座長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、座長が招集し、主宰する。

２　会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

３　会議は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

（部会）

第６条 会議の円滑な運営を図るため、会議に部会を設置することができる。

２　部会は、部会長及び部会員をもって構成し、必要に応じて座長が部会の設置及び部会員を指名することができる。

（事務局）

第７条　会議の事務処理を行うために、都市戦略本部未来都市推進部に事務局を置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和８年７月３１日から施行する。